



総合センターだより

川西市総合センター(川西隣保館・川西児童館)
場所：〒666-0032 兵庫県川西市日高町 1 番 2 号
TEL：072-758-8398 FAX：072-758-2132
ホームページ：http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/shimin/jinken/jinkensou.html

平成 28 年
(2016 年)



ぎゃくたい

児童虐待防止法と通告義務

児童虐待による悲惨な事件があとを絶ちません。厚生労働省の統計によると、全国の児童相談所での児童虐待に関する相談対応件数は、平成 26(2014)年度で 8 万 8 9 3 1 件。児童虐待防止法施行前の平成 11(1999)年度に比べ、実に 7.6 倍の増加です。

児童虐待の定義は、次の 4 種類に分類されます。

身体的虐待：殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束するなど

性的虐待：子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィーの被写体にするなど

ネグレクト：家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かないなど

心理的虐待：言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう、きょうだいに虐待行為を行うなど

児童虐待防止法は、「虐待を受けたと思われる場合」も住民の通告義務を課しています。これらの行為を見たときはもちろん、「あの子、もしかしたら虐待を受けているのかも」と感じたときは、迷わず児童相談所等へ一報を入れてください。

私たちの通告が、この世にたった一つの、かけがえのない命を守ります。

【相談窓口】

児童相談所全国共通ダイヤル 189 (近くの児童相談所につながります)

川西市子育て・家庭支援課(家庭児童相談室) 072-740-1179
(平日午前9時～午後5時半。年末年始を除く)

兵庫県川西こども家庭センター(児童相談所) 072-756-6633
(平日午前9時～午後5時。年末年始を除く)

児童虐待防止24時間ホットライン 072-759-7799
(兵庫県川西こども家庭センター)

川西警察署 072-755-0110

連絡をした人の秘密は法律で固く守られます。

通告・相談は、匿名で行うこともできます。

総合センターの相談事業

生活人権相談 毎週 月・火・木・金曜日の午前9時30分～午後4時

保健相談(市保健センター協力事業)

毎月 第1水曜日の午後1時30分～3時 5月は11日、6月は1日です。

セクマイ相談・学習会 セクシュアルマイノリティ(性的少数者。性同一性障害、同性愛の人たちなど)の人権相談・学習会ですが、当事者でない方も参加できます。

毎月 第4木曜日の午後1時30分～4時 5月は26日です。

このセンターだよりは市役所内で印刷しています。